

2018年専門看護師認定審査 よくあるご質問

項目	質問	回答	「認定審査の手引き」該当ページ
受験資格審査 (コース外修了者の教育要件審査)	1 「受験資格審査(コース外修了者の教育要件審査)」と「認定審査」を同時期に受験できますか。	受験資格審査を申請した同年度に専門看護師認定審査を申請することはできません。コース外修了者として受験資格審査を受験する必要があるか教育要件を確認してください。 ※受験資格審査を受験していなくても認定審査は受験可能です。	P5
	2 専門看護師教育課程外(コース外)を修了しています。必ず受験資格審査を受験する必要がありますか。	受験資格審査は教育要件のみの審査です。専門看護師教育課程外(コース外)の修了者であっても、受験資格審査を受験せずに認定審査を受験することが可能です。その場合、26・38単位の専攻分野に必要な所定の単位に相当する単位を取得している必要があります。  (参考)日本看護系大学協議会のホームページ「高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項」[別表]の単位別、分野別 ※受験資格審査を申請した年は、認定審査に申請できないためご注意ください。	P5
再受験区分	1 昨年(2017年)受験し一次審査で不合格でした。今年(2018年)再受験を考えていますが、自分がどの再受験区分に該当するか分かりません。	『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、申請状況一覧をクリックし、詳細画面を確認してください。昨年(2017年)の合否情報にて一次審査の不合格理由から該当区分を確認してください。申請書類は、再受験区分により異なります。	P49
実務研修要件	1 大学教員ですが、病院で実践もしています。病院での実践も看護師免許取得後の通算5年の実務研修期間に含めることは可能でしょうか。	大学等(専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む)における教員としての勤務期間は実務研修期間として認められません。大学等の教員と別に非常勤等で兼務している場合は含めることが可能です。その場合、病院等での実務研修期間を勤務証明書において、証明する必要があります。	P6、16、26
	2 自身の専門看護分野の実務経験が実務研修フィールドの要件を満たすのか教えてください。	実務経験が専門分野(実務研修フィールド)の要件を満たすかどうかは審査となるため、お答えできません。手引きの「実務研修フィールドについて」をお読みいただき、ご自身でご判断ください。	P48
教育要件 【オンライン】 履修単位自己申告書(SR-1)作成	1 専門看護師教育課程の有効期間の確認方法と提出物について教えてください。	本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考)」を参照し、取得した科目・単位が「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」において、「有効期間」を確認してください。有効期間に含まれる場合は「コース内」含まれない場合は「コース外」となります。 「コース外」の科目については、教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、履修当時のシラバスのコピーや教育プログラムに関する資料、実習要項及び実習記録等の提出が必要となります。詳細は認定審査の手引きにてご確認ください。	P5、17-22
	2 入学時には26単位の教育課程でしたが翌年38単位へ移行し、科目の一部は38単位の教科目を取得しています。どちらの単位で申請したらよいのでしょうか。	修了した大学院にお問い合わせください。 2023年まで26単位で申請することが可能です。	P3
	3 入学時には26単位の教育課程でしたが翌年38単位へ移行し、科目の一部は38単位の教科目を取得しています。その場合、コース内・コース外をどのように考えたらよいのでしょうか。	日本看護系大学協議会が定める所定の単位に必要な教科目の履修年度が本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考)」の「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」において、「有効期間内」のものはコース内に該当、「有効期間外」のものはコース外に該当します。  ※基本的に26単位から38単位へ移行期間に空白の時間が生じていなければ、どちらもコース内に該当します。 ※26単位から38単位へ移行期間に空白の時間が生じている教育課程の場合、「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間外に履修した科目は「コース外」に該当します。	P5、17-22

項目	質問	回答	「認定審査の手引き」該当ページ
	4 履修科目が日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準の何に相当するか分かりません。	修了した大学院にお問い合わせください。	
	5 『資格認定制度 審査・申請システム』で履修単位自己申告書(SR-1)を作成する際、履修した科目名をプルダウンから選択し、取得単数を「2」、年度を入力したところ、申請単位数が「1」と少なく自動表示されます。	申請単位は、日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準で認定されている単位であり、取得単位数とは必ずしも一致しません。	
郵送書類	1 履修当時、教育要件のコース外であった科目が、現在、日本看護系大学協議会の認定を受け、教育要件のコース内に該当しています。シラバスの内容は変わっていませんが、シラバスを提出する必要はありますか。	有効期間外に履修した科目については、教育要件のコース外扱いとなります。そのため、有効期間外に履修された単位については、履修当時のシラバスと専門看護師教育課程として認定された年度のシラバス等必要書類をあわせて提出してください。内容が同等であるかは審査となります。	P25
	2 申請書類を送付したのですが、記載に誤り(申請ID欄に記入を忘れた等)がありました。修正し、再度提出したいが、可能でしょうか。	書類を提出後は、書類の差し替えや追加は受け付けません。	P24
	3 修士課程の修了証書の写しは、修了証明書でもよいのでしょうか。	教育機関が発行したものであれば、提出可能です。ただし、修了証明書の場合は、原本をご提出ください。	P25
	4 履修単位証明書は成績証明書でもよいのでしょうか。	教育機関が発行したものであれば、成績証明書でも提出可能です。	P25
	5 昨年(2017年)受験し一次審査の看護実績報告書で不合格でした。今年(2018年)再受験を考えていますが、勤務証明書の提出は必要でしょうか。	看護実績報告書で不合格だった場合 <sup>※</sup> は勤務証明書の提出は必要ありません。  ※『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、申請状況一覧をクリックし、詳細画面において、昨年(2017年)の合否情報にて一次審査の不合格理由をご確認ください。不合格理由に看護実績報告書についてコメントの記載がある場合が該当です。 ※実務研修要件のうち、「看護師の資格取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修であること。」が確認できず不合格となった再受験者は勤務証明書の提出が必要です。	P49
看護実績報告書	1 「実践」「コンサルテーション」「コーディネーション」「倫理調整」の各々の看護実績報告書には、項目ごとに文字数の規定はありますか。	項目ごとに文字数の規定はありませんが、各々の報告書全体に文字数の規定があります。	P28-29
	2 看護実績報告書の提出事例は教育課程修了後の事例でなくてはならないのでしょうか。	看護実績報告書(研究以外)の事例は、教育課程修了後の事例の提出を求めています。 看護実績報告書の提出期日は、9月4日(火)15:00までです。	P28
	3 『資格認定制度 審査・システム』のオンライン上、看護実績報告書を作成したのですが、「提出」ボタンが有効になりません。	オンライン上、看護実績報告書一覧で入力基準に「×」がないかご確認ください。また、コンサルテーション、コーディネーション、倫理調整については、2つを選択の上、各1事例を作成し、提出してください。3つすべて作成すると提出できません。	P.31-34
	4 SR6-1「教育-1」～SR6-3「教育3」は、すべて記載しないと申請できないのでしょうか。	SR6-1「教育-1」～SR6-3「教育3」のうち、少なくとも一つに記載があれば申請可能です。	P30

項目	質問	回答	「認定審査の手引き」該当ページ
その他	1 筆記試験の過去問題は公表されているのでしょうか。	審査申請後、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧から前年度(2017年度)の審査問題を閲覧・ダウンロードできます。 開示期間は2018年8月1日(水)11:00～10月29日(月)までです。	
	2 認定審査の受験者の課題はどのように確認できるのでしょうか。	審査申請後、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧から過去問題とあわせて認定審査の受験者の課題を閲覧・ダウンロードできます。 開示期間は2018年8月1日(水)11:00～10月29日(月)までです。	